

定期監査結果に基づく措置状況

平成25年4月30日(報告)

監 査 結 果	措置の内容及び状況	担当課名
<p>委託料の支払いにおいて、契約書に支払条件が記載されていないものがあるので、今後は必ず支払条件を記載されたい。</p>	<p>平成24年度契約より対応した。</p>	<p>情報推進室</p>
<p>① 市民会館改修機械設備工事及び市民会館耐震補強改修工事の契約保証金（㈱紀陽銀行保証書及び西日本建設業保証（株）保証証書）の保管について、現在、鍵のかからないロッカーで保管されているが、重要書類にて鍵のかかる場所に保管されたい。</p> <p>② 公衆電話機において、その使用料回収で現金取扱いがなされているが、現金取扱員の指名を受けていない者が担当している。したがって、今後、現金取扱員の指名及びその印の調製が必要である。当然、出納員の印の調製も必要である。</p>	<p>① 指摘のとおり実施した。</p> <p>② 公衆電話機における使用料担当である庶務係2名が、橋本市会計事務規則により現金取扱員として指名された。それに伴う現金取扱員・出納員等の印については、同規則第9条第3号ただし書及び第23条第1号ただし書により現時点では調製しないが、今後他の業務において必要があれば調製する。</p>	<p>総務課</p>
<p>「きらく荘」（工事名「平成21年度 元きらく荘改修工事」施工済）については、その管理等について条例化されておらず、従って、早急に条例、規則を制定されたい。</p>	<p>平成24年6月議会で改正条例が可決、6月26日より施行された。</p>	<p>人権推進室</p>
<p>① 高野口斎場周辺整備に要する経費として、草刈り機等の購入備品が地元移管されているが、本件については起案書を作成し、承認を得られたい。</p> <p>② 所管基金については、正確に管理し、適切な事務処理を図られたい。</p>	<p>① 当該備品について、橋本斎場周辺整備と同様に、機材を市の備品として登録し、貸与することとした。</p> <p>② 基金管理については、台帳等を整理し、適正な管理を実施した。</p>	<p>環境衛生課</p>
<p>委託業務における随時契約時の相見積について徴されていない事例が見受けられるので、橋本市契約事務規則に沿って2以上の者から見積を徴するように努められたい。</p>	<p>平成22年度第1次監査にて指摘のあった、たんぼぼ園における給食調理業務委託について、平成22年度3月議会にて平成23年度から平成25年度までの3カ年における債務負担行為を設定し、平成23年3月に見積業者5社を選定し見積合わせを実施した。</p>	<p>こども課</p>

監 査 結 果	措置の内容及び状況	担当課名
<p>高野口こども園の管理運営に関する協定書第14条、管理業務の評価、指導において改善が必要な場合は改善指導書により、現状は口頭により行っている。口頭では正確に相手方に改善指導の内容、趣旨が伝わりにくく、また記録としても残らない。文書による的確な指示に努め、指示内容を正確に指定管理者に伝達すること、指示の記録を残して後の改善の確認をすることが必要である。橋本市指定管理者制度モニタリング実施マニュアルに改善指示書として様式も示されているので、今後は文書による指示を原則として徹底されたい。</p>	<p>平成24年6月14日に、橋本市指定管理者制度モニタリング実施マニュアルに準じた内容により橋本市立高野口こども園に対しモニタリング調査を実施した。平成24年6月30日付橋こ第358号にて、評価結果を通知し、改善事項の指摘及び結果報告を求めた。平成24年7月11日高野口こども園より評価結果改善報告の提出があった。</p>	<p>こども課</p>
<p>住宅新築資金等貸付金(滞納繰越分)の調定については、12月にされていることから、今後は、調定額決定後速やかに調定されたい。</p>	<p>平成23年度住宅新築資金等貸付金(過年度滞納繰越分)の調定は4月1日に、また、平成23年度滞納繰越分の調定は6月1日に行った。</p>	<p>住宅・公園課</p>
<p>① 下水道使用料(滞納繰越分)の調定がされていなかったため、今後は、調定額決定後速やかに調定されたい。</p> <p>② 下水道料金については、水道事業管理者に徴収、収納委託をし、水道事業管理者は私人に徴収、収納委託している。地方自治法施行令第158条第2項には私人に委託した場合、「その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない」と規定されている。しかるに、同法に基づく手続きがなされていない。水道業務課と協議の上、早急に法手続を進められたい。</p>	<p>① 平成24年5月末の出納閉鎖後に24年度の下水道使用料金滞納繰越額が決定したため、6月に滞納繰越分の調定を行なった。</p> <p>② 平成24年4月16日付で告示を行った。</p>	<p>下水道課</p>
<p>① 現金取扱員印については、窓口事務室の金庫で保管しているが、金庫の鍵について、複数の現金取扱員がいることから、課長から課長補佐へ鍵の貸与簿を作成する対応を採られたい。</p> <p>② 委託についての契約の決裁について、起案の日付が3月31日になされている。予算執行の観点から、日付は4月1日に変更が必要と考える。</p>	<p>①②について指摘のとおり措置を講じた。</p>	<p>橋本市民病院</p>